

「第3期北海道障がい者基本計画」

資料 1-2

第7期北海道障がい福祉計画（仮称）（素案）の概要

1 基本的事項

<p>計画策定の趣旨</p>	<p>道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定。</p>
<p>計画の目的</p>	<p>障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指す。</p>
<p>計画の位置付け等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障がい者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画</li> <li>・障がい者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障がい福祉計画</li> <li>・児童福祉法第33条の22に基づく「都道府県障がい児福祉計画」</li> <li>・北海道障がい者条例第29条第1項に基づく「障がい者就労支援推進計画」</li> </ul>
<p>計画期間</p>	<p>令和6年度から令和11年度までの6年間</p>

2 計画の推進のための具体的な取組

<p>推進項目及び推進施策</p>	<p>具体的な取組</p>
<p>(1) 北海道障がい者条例の施策の推進</p>	<p>北海道障がい者条例の主な施策（3つの柱）の推進</p>
<p>(2) 権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>② 成年後見制度等の活用促進</li> <li>③ 理解の促進</li> <li>④ 地域福祉活動の推進</li> </ul>
<p>(3) 就労支援施策の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する地域の課題等の解消に向けた協議実施</li> <li>・「北海道障がい者権利擁護センター」における虐待通報の受理、相談対応等</li> <li>・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施</li> </ul>

<p>すいしんこうもくおよ すいしんしきく 推進項目及び推進施策</p>	<p>ぐたいてき とりくみ 具体的な取組</p>
<p>① 道民、企業、行政等が一体となつた応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p>	<p>・企業と連携した取組推進</p> <p>・職場定着の支援</p> <p>・農福連携等の促進</p> <p>・障害福祉サービス事業所の収益力の向上</p>
<p>(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実</p>	
<p>① 生活支援体制の充実</p> <p>② 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</p> <p>③ 意思決定支援の推進</p> <p>④ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</p> <p>⑤ 生活安定施策の推進</p> <p>⑥ 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</p>	<p>・地域づくりコーディネーターを活用した相談支援体制の構築に係る市町村支援や地域生活に係る総合的・広域的な支援</p> <p>・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の充実</p> <p>・指定の際の厳正な審査、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等の適正な事業運営の指導</p>
<p>(5) サービス提供基盤の整備</p>	
<p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の整備推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p>	<p>・社会福祉施設等施設整備事業等を活用したグループホームの整備</p> <p>・共生型地域福祉拠点の整備</p>
<p>(6) 保健福祉・医療施策の充実</p>	
<p>① 適切な保健・医療の提供</p> <p>② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p> <p>③ 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実</p> <p>④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム</p> <p>・依存症対策の推進</p> <p>・「北海道ひきこもり成年相談センター」の活用</p> <p>・各市町村ひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・支援体制構築の推進</p> <p>・てんかん支援拠点病院を中心に関係機関との連携強化</p>
<p>(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上</p>	
<p>① 人材の確保・定着・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>	<p>・相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成</p>
<p>(8) 障がい児支援の充実</p>	
<p>① 障がいのある子どもに対する支援の充実</p>	<p>・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備</p>

<p>すいしんこうもくおよ すすしんしきく 推進項目及び推進施策</p>	<p>ぐたいてき とりくみ 具体的な取組</p>
<p>がっこうきょういく じゅうじつ ② 学校教育の充実</p> <p>いりょうてき ひつよう こ ③ 医療的ケアを必要とする子どもや なんちようじ しえん じゅうじつ 難聴児への支援の充実</p>	<p>ようせい ・ペアレントメンターの養成</p> <p>いりょうてき じとうしえん きょうぎ ば せっち ・医療的ケア児等支援のための協議の場の設置</p> <p>いりょうてき じとう いくせい ・医療的ケア児等コーディネーターの育成</p> <p>じょうほうはっしん つう しえんきょういく たい ・情報発信を通じた特別支援教育に対する理解・ けいはつ 啓発</p> <p>しんせいじちようかくけんさ りょういく たいせいせいび ・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備の ための協議会の設置、手引書の周知等</p> <p>なんちようじしえん ちゅうかくてききのう ゆう たいせい ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の かくほ 確保</p>
<p>はったつしやう ひと ざいたく しやう ひととう しえん (9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</p>	
<p>はったつしやう ひと しえん ① 発達障がいのある人への支援の じゅうじつ 充実</p> <p>ざいたく しやう ひととう しえん ② 在宅の障がいのある人等への支援 の充実</p>	<p>はったつしやうがいはしえん かんけいきかん ・発達障害者支援センターによる関係機関への しえん しやう とくせいとう たい りかいそくしん 支援、障がいの特性等に対する理解促進</p>
<p>じりつ しやかいさんか そくしん ていちゃく (10) 自立と社会参加の促進・取組定着</p>	
<p>しやかいさんか そくしん ① 社会参加の促進</p> <p>ぶん かけいじゆつかつどう しんこう ② スポーツ・文化芸術活動の振興</p> <p>どくしょ すいしん ③ 読書バリアフリーの推進</p> <p>しやうがいがくしゅうきかい じゅうじつ ④ 生涯学習機会の充実</p>	<p>しやう しゆぶん かけいじゆつかつどう すいしん ・障がい者文化芸術活動の推進</p> <p>どくしょ すいしん ・読書バリアフリーの推進</p>
<p>ほっかいどうい し そつうしえんじやうれい しゆわげんごじやうれい しさく すいしん (11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p>	
<p>じょうほうつうしん じょうほう ① 情報通信における情報アクセシビ リティの向上</p> <p>い し そつうしえん じゅうじつ ② 意思疎通支援の充実</p> <p>げんご しゆわ りかいそくしんとう ③ 言語としての手話の理解促進等</p>	<p>どうみん りかいそくしん ・道民の理解促進</p> <p>い し そつうしゆだん かくほ ・意思疎通手段の確保</p> <p>じょうほうほしやう すいしん ・情報保障の推進</p> <p>い し そつうしえんしや ようせいおよ はけん すいしん ・意思疎通支援者の養成及び派遣の推進</p> <p>しゆわ しゆうとく きかい かくほ ・手話を習得する機会の確保</p>
<p>あんぜんかくほ そな ちいき すいしん (12) 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>	
<p>す すいしん ① 住まい・まちづくりの推進</p> <p>いどう こうつう そくしん ② 移動・交通のバリアフリーの促進</p> <p>ぼうさい ぼうはんたいさく すいしん ③ 防災・防犯対策の推進</p>	<p>しちやうそん さいがいじ ようはいりよしやしえんさく じゅうじつ しえん ・市町村の災害時の要配慮者支援策の充実・支援 たいせい 体制づくり</p> <p>かんせんしやうたいさく かか たいせいせいび すいしん ・感染症対策に係る体制整備の推進</p> <p>たいしんかせいび ぼうさいたいさく せいがんせんしやう ・耐震化整備などの防災対策、ウイルス感染症の かくだいぼうし はか せいび 拡大防止を図る整備</p>

3 けいかく すいしんかんり  
計画の推進管理

<p>けいかく 計画の すいしんかんり 推進管理</p>	<p>せいかもくひょう たつせいじやうきやう しさく すいしんじやう くだいどう ぶんせき ひやうか 成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどして</p> <p>ほっかいどうしやう しやしさくすいしんしんぎかい けんいき せっち しやう ふくしけいかくとうけんいき 「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域 れんらくきやうぎかい じっしけいかく すいしんじやうきやう はあく ぶんせき ひやうかとう おこな 連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDC Aサイクルによる実効性のある取組の推進に努める。</p>
--	--

4 令和8年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標（主なもの）

主な項目	R8目標値	R11目標値	考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	人	人	令和5年（2023年）3月末時点の施設入所者の約〇%で設定
施設入所者の減少見込数	人	人	令和5年（2023年）3月末時点の施設入所者の約〇%で設定
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る目標	91.0%	〇〇%	入院後1年時点の退院率
	325.3日以上	〇〇日以上	新退院後の1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上（国の目標値により設定）
地域生活支援拠点等の整備目標	179市町村	179市町村	全市町村
就労系事業所から一般就労への移行目標	1,335人	1,708人	年間一般就労者数（令和3年度（2021年度）実績の1.28倍で設定）
各事業の一般就労移行者数	774人	1,014人	就労移行支援（令和3年度（2021年度）実績の1.31倍を設定）
	238人	307人	就労継続支援A型（令和3年度（2021年度）実績の1.29倍を設定）
	341人	437人	就労継続支援B型（令和3年度（2021年度）実績の1.28倍を設定）
就労定着支援事業に関する目標	1,111人	1,566人	就労定着支援事業の者数（令和3年度（2021年度）実績の1.41倍を設定）
	25%	25%	事業者全体のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合2割5分以上
障がい児支援の提供体制の整備目標	21か所	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備（児童発達支援センター等の事業所数）
医療的ケア児等支援に関する目標	125か所	179か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置
難聴児に関する目標	1か所	1か所	中核的機能を有する体制整備の整備
基幹相談支援センターの設置目標	179市町村	179市町村	全市町村